

対象要件チェックリスト

前提となる条件

移住する前の要件として、以下のすべての要件に該当することが必要です。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上

- ① 東京23区に在住 又は
- ② 東京圏(※)に在住し、東京23区へ雇用保険の被保険者として通勤していたこと。
※ 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域

住民票を移す直前に、連続して1年以上、

- ① 東京23区に在住 又は
- ② 東京圏に在住し、東京23区へ雇用保険の被保険者として通勤していたこと
※ 東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。
※ 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、東京23区内の大学等へ通学した期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- 移住支援金の申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること

上記のほか、以下のすべてに該当すること。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと
- 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他福島県及び市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※条件不利地域とは

- <東京都> 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- <埼玉県> 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- <千葉県> 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- <神奈川県> 山北町、真鶴町、清川村

移住後の要件

移住後の要件として、以下の1から5のいずれかに該当することが必要です。

1 県が運営するFターンサイト等の求人への就業すること

以下のすべてに該当すること。

- 就業先が、福島県や他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（Fターンサイト等）に掲載している求人情報に応募して採用された方
 - 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること
 - 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
-
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業すること
 - 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が、移住支援金の対象として掲載された日以降であること
 - 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
 - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

2 専門人材としての就業すること

以下のすべてに該当すること

- 福島県が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は内閣府が実施する「先導的人材マッチング事業」を利用して就業する方
 - 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
-
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること
 - 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
 - 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

3 移住前の業務をテレワークで継続すること

以下のすべてに該当すること

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
-
- デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

4 “関係人口”であった方が就業・起業・就農すること

会津若松市の“関係人口”であった方として、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 福島県、市又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者
- 市等が運営する会員制の団体等（会津ファンクラブ等）に登録している者
- 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
- 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている者

（就業する方）

- 週 20 時間以上の無期雇用契約であること
- 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

（起業する方）

- 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること

（就農する方）

- 福島県内で就農すること
※ 将来的な就農のための研修等を含む

5 起業支援金の対象として起業すること

- 交付申請時において、1年以内に福島県が県実施要領により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること

世帯で移住する際の要件

世帯で移住するものとして申請する際には、以下のすべてに該当する必要があります。

- 移住する直前に、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していたこと。
- 交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本市に転入したこと
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと